

千早赤阪村ふれあい収集実施事業（概要）

（対象世帯）

本村に居住し、1人暮らし又は同居者が高齢等により、自らごみをごみ集積場まで持ち出すことが困難な世帯とし、次の各号に該当する世帯

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）のみの世帯
- (2) 障がい者等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳等の交付を受けている者を言う。以下同じ。）のみの世帯
- (3) 高齢者及び障がい者等のみの世帯
- (4) その他村長が必要と認める世帯

（申請）

ふれあい収集を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）又はその代理人は、ふれあい収集申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際し、申請者は、民生委員の証明を受けなければならぬ。

（収集の区分等）

ふれあい収集の区分及び収集方法は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	収集方法
もえるごみ	週1回（毎週火曜日）、村長が定めた曜日に収集を行う。
粗大・資源ごみ	月1回、村長が定めた曜日の範囲内で、収集決定者の予約により収集を行う。 <ul style="list-style-type: none">・粗大ごみ（第1水曜日）・カン・ビン（第4水曜日）・ペットボトル（第4木曜日）・プラスチック（第2木曜日）

（費用負担）

ふれあい収集の利用に係る利用世帯の費用負担は、無料とする。